

海外旅行保険契約に基づく 傷害死亡保険金請求において 「旅行行程」中に傷害を負った とは認められないとして請求が 棄却された事例

—最判令和4年7月28日、東京高判令和3年12月23日、
東京地判令和3年7月1日自動車保険ジャーナル2135号175頁

弁護士 長野 浩三

1 本件の概要

本件は、被保険者(男性)が海外にある原告(妻)の自宅で死亡したことから海外旅行保険契約に基づき、損害保険会社に対し、傷害死亡保険金の支払を求めた事案である。

2 本件の事実関係

1審判決が認定した事実関係は下記のとおりである。

被保険者は平成15年頃から日本からの出国と日本への入国を繰り返すようになり、数年間日本に入国しないこともあったところ、平成21年7月10日に日本を出国してC国に入国した後は、平成29年10月6日にC国から日本に入国するまで、8年間以上の間、日本に入国していなかった。

被保険者は、平成29年10月9日、日本国内の空港にある保険代理店のカウンターにおいて本件保険契約の申込手続を行った。この際、被保険者は当初は、住所として、日本国内の宿泊先のホテルを記載したが、代理店から指摘を受け、別のD県の住所を記載した。

被保険者が記入した確認用紙には、「海外居住の方・居住目的でご旅行の方・現時点で日本国内におられない方は、お引き受けできません。」と記載されていた。

被保険者と代理店は、同日、本件保険契約を締結し、その後、被保険者は、同日、日本を出国した。

被保険者は、平成29年12月1日、C国の方式で原告と婚姻した。

被保険者は、平成30年3月21日、C国において、急性心筋梗塞によって死亡した。

本件保険契約の約款には、①損害保険会社は、被保険者が「旅行行程」中に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、傷害死亡保険金額を死亡保険

金受取人に支払うこと、②「旅行行程」とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程をいうこと、が定められていた。

3 1審の判示

1審判決は以下のとおり判示した(急性心筋梗塞による死亡が傷害事故に該当するかどうかも判示されているが、ここでは省く)。

(1) 旅行行程について

「本件保険契約における『旅行行程』とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程をいう(…)とされているところ、本件確認用紙に『海外居住の方・居住目的でご旅行の方・現時点で日本国内におられない方は、お引き受けできません。』と記載されていることなどからすれば、上記『旅行行程』は日本国内に居住する者が日本国内の住居を出発してから日本国内の住居に到着するまでの旅行行程であることを前提にしている」とし、①被保険者が平成21年7月10日に日本を出国した後平成29年10月6日に日本に入国するまでの8年間以上の間日本には入国していなかったこと、②被保険者が本件保険契約締結後にC国の方式で原告と婚姻していること、③被保険者の死亡後に行われた損害保険会社の調査の際には、原告は、被保険者が平成20年頃からC国で原告と半同棲の生活をしてきた旨を述べていたことから、被保険者がC国の原告宅に生活の本拠を置いていたものであり、被保険者は、同原告宅に居住していたものと認められる。

したがって、被保険者が日本国内の住居を出発してから日本国内の住居に到着するという旅行行程は観念できず、被保険者が「旅行行程」中に傷害を負ったとは認められない。

(2) 錯誤について

保険代理店は被保険者が本件確認用紙に記入されたD県の住所地に居住しているものと認識して本件保険契約を締結した。一方で、上記のとおり、本件保険契約締結当時、被保険者は実際にはC国の原告宅に生活の本拠を置き、同所において居住していたものと認められる。そうすると、保険代理店は、実際には被保険者は日本国内に居住しているものと誤信して本件保険契約を締結したものであり、錯誤によって本件保険契約を締結したものと認められるとし、錯誤がなければ契約しなかったとして、本件保

険契約の錯誤無効を認めた。

(3) 原告は、被保険者は日本国籍を有しており、日本から出国する前は日本に居住していたのであるから「海外居住の方」には該当しない旨、被保険者のC国の在留資格は「短期滞在、観光」に過ぎず、在留資格を失えば日本に帰国せざるを得ないのであるから、被保険者がC国に住居を有してようがいまいが「海外居住の方」に該当する余地はない旨主張したが、いずれも裁判所は採用しなかった。

4 控訴審、最高裁の判断

1審判決の判断は控訴審で若干修正されただけで、控訴審、最高裁でも維持された。

5 本件の意義

本件では、海外旅行保険における「旅行行程」に該当するかどうかの問題となっている。原告は、日本でのかつての居住の事実や被保険者の在留資格等を理由に「海外居住の方」ではないと主張したが、1審判決は、被保険者の実際の出入国状況、居住状況等から、原告の主張する在留資格等の主張を排して、「旅行行程」中に該当しないと認定している点は実務的に重要である。また、「旅行行程」が日本国内の住居があることを前提としていることを判示した点も実務的に重要である。本件では、海外での居住期間が長期に及ぶことや実際の日本国内での居住実態が乏しかったことから比較的容易に「旅行行程」に該当しないと判示したが（但し、この判断を導いた事実調査が重要である。）、実際にある程度の日本国内での居住がある場合、「旅行行程」に該当するかどうかは微妙な判断になりうると思われる。

また、錯誤無効が損害保険会社において主張され、1審判決で認定されているが、「旅行行程」に該当するかどうかの判断と錯誤に該当するかどうかの判断要素は重複しており、独自に主張する必要があったであろうか。錯誤無効であれば、損害保険会社が受領した保険料は契約者側に返還する必要があるように思われる。なお、錯誤は、令和2年4月1日施行の改正民法では取消事由となっている。